

令和 7 年度 事 業 計 画

I 基本方針

当公社では、平成 26 年 3 月に知事から農地中間管理機構（以下「機構」という。）の指定を受け、県の「農業経営基盤強化の促進に関する基本方針」や「産業振興計画の産業成長戦略」に基づき、農業経営の規模拡大、農用地の集団化、農業経営を新たに営もうとする者の参入の促進及び農地基盤整備の推進等に取り組んできたところです。

令和 5 年 4 月に施行された「改正農業経営基盤強化促進法（以下「基盤法」という。）等により、「人・農地プラン」が市町村の「地域計画」として法定化されました。

これにより、農地の貸借等は、改正前の基盤法の農用地利用集積計画による権利移動が農地中間管理事業に統合され、原則、機構が作成する農用地利用集積等促進計画により地域計画の目標地図の実現に向けた農地の集積・集約化が本格始動となります。

こうした中、国においては、「食料・農業・農村基本法」の見直しが行われ、令和 6 年 6 月に基本法が施行されました。基本法の基本理念の一つに「農地の確保及び有効利用」の具体的な取組が示され、農地の集積に加えて農地の集約化・農地の適正かつ効率的な利用の促進を図ることが明記されました。

このため当機構では、農地の中間保有・再配分機能を活用し、「地域計画」の区域内を重点的に実施する区域として、担い手への農地の集積・集約化を進め、これまで以上に取り組んでいく必要があります。

そうしたことから、令和 7 年度の重点的な取組として、「地域計画」を実現するための担い手への農地の集積・集約化を支援します。併せて、多様な担い手の支援については、各種情報提供や農地の相談・支援活動を行い、意欲のある新規就農者、農外企業参入など担い手の確保・支援に全力を尽くしてまいります。

Ⅱ 具体的な事業内容

1 農地中間管理事業

令和7年度は、県の「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」に基づき、おおむね10年先の効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の集積目標、年間500haの達成に向けて、引き続き取り組みます。

・令和6年度借受見込 約155ha（2月1日現在実績見込）

（1）公社の推進体制

令和7年度の推進体制は、公社本部に職員1名を増員し5名とし、臨時職員は10名を維持、県内各地域に駐在する農地集積推進支援員（以下「推進支援員」という。）は2名増員し15名の合計30名体制を計画しています。

この他に、8市2町1村において、地域の人と農地等に精通した農業関係者や世話役として、4名増員し22名を農地活用サポーターとして配置し、引き続き農地と人の掘り起こしを進めます。

（2）農地中間管理事業の実施

① 地域計画への取組

市町村が策定した「地域計画」に基づき、「目標地図」の早期実現に向け、担い手が借受希望する農地の集積・集約化を支援します。

② 市町村との業務委託による連携

基盤法の農用地利用集積計画による利用権設定が廃止されたことにより、借受件数が大幅に増加することが予想されることから、市町村に業務委託を行い事務の連携を図り業務量の増加に対応します。

③ 基盤整備事業との連携

基盤整備事業との連携は、農地中間管理機構関連農地整備事業（以下「機構関連事業」という。）を活用し、新たな基盤整備の実施地区の掘り起こしに、関係機関と連携し取り組みます。

また、地元からの要望が多い農地耕作条件改善事業を早期実施するため、担い手への集積をさらに推進します。

④ 次世代施設園芸団地の整備

次世代施設園芸団地の取組は、県営の農地耕作条件改善事業と連携し優良農地が確保できるよう、県・市町村等関係機関と連携して取り組みます。

⑤ 新規就農者の支援

新規就農者の支援では、認定新規就農者が借り受けた農地の賃借料の半額を、新規就農者農地確保等支援事業を活用し、最大5年間補助します。この事業は、新規就農者からの要望も高いことから、引き続き周知を図ります。

また、新規就農者向け園芸農地の確保では、機構の中間管理機能を活かして、農地の先行借受等、県やJAと連携しスムーズな経営開始に繋がります。

⑥ 遊休農地対策

地域計画の策定を通じて、農地の集積・集約化をさらに進めますとともに、簡易な整備で農地利用ができる遊休農地については、新たに営農を行う担い手を支援する事業の活用を勧め、担い手への集積につなげて有効利用を図ります。

計画目標 県内における担い手への集積・集約面積 年間500ha

2 農地売買等事業

機構の特例事業である農地売買等事業により、規模拡大を目指す担い手等に農地の利用集積を図るため、引き続き農地の売買を推進します。

計画目標 農地売買等事業による規模拡大・集積面積 年間4.5ha

3 新規就農総合対策事業

農地確保に係る就農相談により、農地中間管理事業による新規就農者への農地確保の支援を行うとともに、農業経営・就農支援センター及び新規就農育成支援審査委員会への参画を通じて、新規就農への支援を行います。

また、過去に貸し付けた就農支援資金の回収と管理を行います。

計画目標 農地に係る相談件数延べ 30回

4 債権管理

過去の事業にかかる未収金の債権管理及び回収のため、公社内で債権管理検討会を毎月開催し、債務者の状況に応じて顧問弁護士等のアドバイスを得ながら、組織的、効果的な取り組みを進めます。